

新型コロナウイルスの影響への支援ガイド 苦境を乗り越えるため、支援制度を利用して！

かすみがうら市民の皆さんへ、経済的な支援制度をお伝えします



つばさ通信

第21号

かすみがうら市議会議員みやじま謙活動報告

家計支援

制度・内容

手続き・その他

●特別定額給付

すべての国民に一律10万円

5月16日から順次、申請書が市役所から各家庭へ郵送されています。必要事項を記入して、必要書類と一緒に返信用封筒で返送してください。5月22日から順次、指定した銀行口座へ世帯人数分の給付金が振り込まれます。マイナンバーカードがある人は、オンラインでも申請可能（カードリーダーかスマホが必要です）。8月19日の返送期限が過ぎると給付されませんので、早めの手続きをお願いします。

●子育て世帯臨時特別給付金

令和2年4月分の児童手当受給世帯に、児童1人につき1万円

手続きは不要。令和2年6月中には児童手当が振り込まれる口座へ振り込まれる予定です。所得制限限度額以上のために、特例給付として児童1人につき月額5000円の支給を受けている方は対象外です。公務員の方はかすみがうら市への申請が必要となります。

●臨時休業支援給付金

小中学校休業に伴う家庭の負担軽減のため、全小中学生1人あたり1万円

小中学校の休業にともなって家庭での負担が増えることから、それを支援するために全小中学生に1人あたり1万円が支給されます。申請書が5月15日から郵送されていますので、必要事項を記入して返送してください。申請書が市役所に到着して2週間程度で指定の口座へ振り込まれます。

●住居確保給付金

離職や離職相当により住宅を失う、または失う恐れのある方へ家賃相当額（上限あり）を支給

これまでもあった制度ですが、4月20日から対象が拡大され、離職していなくても、コロナの影響で収入が著しく減少した方へ給付されます。収入額や預貯金残高等の条件があります。限度額は単身世帯34000円、2人世帯41000円、3人以上世帯44000円。原則3か月、場合によっては最大9か月。申請窓口：社会福祉協議会 ☎029-898-2527

●緊急小口資金貸付

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった家庭へ無利子で貸し付け

コロナウイルス感染症の影響を受け、家計維持に必要な資金が緊急かつ一時的に必要な家庭が対象です。上限は原則10万円、学校休業や個人事業主の特例の場合20万円。返済猶予期間は1年以内で、2年以内の返済が条件。無利子で保証人不要。申請窓口：社会福祉協議会 ☎029-898-2527

●総合支援資金貸付

生活再建までの間に必要な生活費用を無利子で貸し付け

コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業によって生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯。貸付額は、単身世帯で月額15万円以内、2人以上世帯で月額20万円以内。最大3か月間。返済猶予期間は1年以内で、10年以内の返済が条件。無利子で保証人不要。申請窓口：社会福祉協議会 ☎029-898-2527

●介護保険料の猶予

原則6か月以内に限り、介護保険料の納付を猶予

コロナウイルス感染症の影響を受け、介護保険料の納付が一時的に困難になった65歳以上の方が対象です。申請により原則6か月以内に限り納付の猶予が認められる場合がありますので、まずは電話で確認を。相談窓口：市役所介護長寿課 ☎0299-59-2111

●後期高齢者保険料の減免

コロナの影響で損害を受け、または感染し、あるいは予約キャンセルで損失があった場合など

コロナウイルス感染症の発生で居宅で消毒作業が行われて被害を被った場合、世帯主が罹患して著しく収入が減少した場合、予約キャンセルが相次いで著しい損失があったり失業で世帯主の収入が著しく減った場合です。相談窓口：市役所国民年金課 ☎0299-59-2111

●上下水道料等の減免

コロナの影響で損害を受け、上下水道料金の支払いが一時的に困難になった場合

コロナウイルス感染症の影響で、一時的に上下水道、農業集落排水の使用料の支払いが困難になった場合に、支払い猶予や減免になる可能性があります。相談窓口：市役所上下水道課 ☎029-897-1346

